

マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」のご利用について

当院ではマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」を導入しております。

「オンライン資格確認システム」とは、医療機関・調剤薬局から専用回線を使用して、受診される方の保険資格が有効かどうかをリアルタイムで確認できる仕組みです。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【利用方法】

「マイナンバーカード」を使用する場合

1階総合受付（医事課）①番・受付に設置してある専用カードリーダーでマイナンバーカードを読み込み、顔認証や暗証番号で本人確認することで、有効な保険資格を確認できます。

マイナンバーカード使用方法

[こちらをクリックして、パンフレットをご参照ください。](#)

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

※ 土・日・祝日・時間外は、ご利用できません。

【留意事項】

1. マイナンバーカードによる健康保険証確認は、あくまで保険内容のみを確認するものであり、受診受付は別途必要になります。
2. 診療内容により医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示していただくことで、医療機関でのお支払いが一定の限度額まで軽減されます。
現在この「限度額適用認定証」を取得するためには、患者さんご自身が保険者にて手続きを行っていただく必要がありますが、マイナンバーカードによる健康保険証確認を行うことで、保険者での手続きは不要になります。
3. 公費医療券（特定医療費（指定難病）受給者証、生活保護受給者証、子ども医療証、ひとり親家庭等医療証、障害者医療証 等）をご利用の方は、窓口で各公費医療券の確認が別途必要になります。
4. マイナンバーカードによる健康保険証確認時に、何らかの理由により照合ができない場合は、窓口にて健康保険証を確認させて頂くことがあります

